

## 第1回湖南省政治倫理審査会会議録

【開催年月日】 令和4年1月13日（木）午前9時30分から午前10時40分まで

【開催場所】 湖南省役所東庁舎3階大会議室

【出席者】 （委員）林善彦、古川麻里恵、真山達志、山本善通、八幡知行  
（事務局）生田市長（挨拶のみ）、総務部長井上、総務部次長西田、  
総務課長藤木、総務課課長補佐三牧、総務課主幹中村、  
総務課主査川瀬

【傍聴者】 （報道関係者）5人

（一般）2人

【会議の概要】

### 1. 開会

### 2. 市長挨拶

### 3. 委員の紹介

### 4. 会長・副会長の選出

### 5. 議事

#### (1) 審査会の運営について

##### ○ 会議の公開・非公開について

湖南省政治倫理条例第6条第7項の規定により、原則どおり公開とする。今後、審議内容によって、非公開とすることが望ましい場合は、その段階で委員の3分の2以上の判断で非公開の取扱いを行う。

##### ○ 傍聴の取扱いについて

湖南省政治倫理条例施行規則第5条第8項の規定により、湖南省議会傍聴規則の例による（公開の部分について）。

報道機関等からカメラの持込み、撮影の申し出があったので、湖南省議会傍聴規則第13条ただし書きの規定により、これを許可した。

#### (2) 審査請求について、(3) 今後の審査スケジュールについて

##### ○ 湖議第221号-森淳議員に係るなりすまし行為

【調査請求者】 赤祖父裕美議員、松井圭子議員、川波忠臣議員、細川ゆかり議員、  
副田悦子議員、中土翔太議員、柴田栄一議員

【調査対象者】 森淳議員

【調査請求内容】 11月9日報道機関による「市長なりすまし推薦文」  
森淳議員の湖南省議会議員選挙法定ビラに関連する報道について  
その内容について、市民への説明責任を果たすため

【調査請求の対象となる事由】 湖南省政治倫理条例第4条第1項第1号

○ 湖議第222号-大島正秀議員に係る寄附行為

【調査請求者】 赤祖父裕美議員、松井圭子議員、川波忠臣議員、細川ゆかり議員、  
副田悦子議員、中土翔太議員、柴田栄一議員

【調査対象者】 大島正秀議員

【調査請求内容】 大島正秀市議が、公職選挙法で政治家による選挙区内での寄附行為  
を禁じているにもかかわらず、10月に行われた市議会議員選挙前に  
有権者にブドウを配っていた。11月20日発行の京都新聞に掲載され  
たことについて、市民への説明責任を果たすため。

【調査請求の対象となる事由】 湖南省政治倫理条例第4条第1項第1号

・調査請求の適否について

審査すべき案件として取り扱うこととする。(委員全員一致)

・政治倫理基準違反の存否について

審査の方法等について

【主な意見】

(委員) 大島議員に関して11月24日に開催された全員協議会の議事録の他、両案件  
に関して議会で行われた調査や審議についての資料等、今回の2案件に関連する  
資料の提出を依頼する。

(委員) 新聞記事の情報しかなく、新聞の記事によってはその内容に違いが出ているため、  
この資料だけでは事実関係が明確ではない。関係当事者、関係者の事情聴取は何ら  
かのかたちで必要になる。

(委員) 大島議員が葡萄代金を寄附した「市議自体が所属するまちづくり協議会」の所属  
するという意味は、住民であることで所属をしている意味なのか、自身が代表を務  
めるような立場であるという意味なのか、公共性があるのか、私的なものが強い  
のか、確認する必要がある。

(委員) 日程の件については、日にちを変えるかどうかは別として、同じ会場で、この2  
件を同時にやるということはあまり適切ではないので、案件を分けてやるという  
ような進め方が必要である。

(委員) 221号の森議員の案件について、審査請求書、添付の別紙資料からは、具体的に  
どの点を問題視しているのか理解が難しい。なりすましと表現されており、書面の  
原案を森議員が書かれたということを問題にしていることは分かるが、それ以外  
にも有権者から、「市長との正当な関係性を疑う」「真実を明確にすべき」との多く

の意見が寄せられていることから云々というふうに記載されており、これについて具体的にどの点を問題視しているのか、また市長自身が誇張された表現と認めているというところも記載されているので、この文章のうち、具体的にどの点が間違っている、虚偽であるというような主張があるのであれば、調査請求者自身に確認し、議論の対象として明確にすべきである。

(委員) 請求人が期待されている、明らかにすべき事実関係というのが、どこまでの範囲なのかということについて、少なくとも請求人の期待に対しては答えられるだけの努力をしないといけないと思うので、審査請求の趣旨内容について、もう少し詳しい説明資料を提出してもらおうように提出を依頼する。

(委員) 今回、弁明の手続きも必要になるので、本人たちを招喚しなければならない、手続き上権利として招喚する必要はあると思うので、必要な書類等が集まった段階で、ご本人たちを招喚してヒアリング等を行い、その中で必要があれば第三者もしくは別途書類の取寄せ等を行うことになる。

(委員) 当然審査対象のご本人から話を聴くというのは最低限必要になってくる。特に2件目の案件については、本人以外にも実際に葡萄を受け取った側の人の認識等も確認する必要があると思うので、そういう人たちに対する事情聴取も必要になってくると思う。

(委員) あらかじめ審査会としても、質問事項等を整理して、最低限聴き漏らしてはならないことを確認した上で、事情聴取をする。もちろんその中で、ご本人の主張というのは、自由にしてもらってもいいと思うが、聴くべきことだけは確認しておくということをした上で、事情聴取をする。まず、事情聴取を進めるということについては、審査対象になっているご本人お二人については、事情聴取をする、それ以外についても必要に応じて、事情聴取を進めていく。

(委員) 森議員の案件に関して、市長の、いろんな公開発言をされておられるような資料があったら、それも一緒にある方が参考になる。新聞記事以外で、市長が公式の場でこの件について発言されたようなものについて資料があれば、そういうものについても依頼する。

(委員) 資料については、1週間程度ということで期限を切って提出していただくように依頼をし、それが出てきたら、その段階で委員に送ってもらって、目を通すことにしたい。

(委員) 非常に守秘義務の高い内容になってくると思うので、メールで送るときに必ずパスワードをつける必要がある。

(委員) 資料等については、議事録等についてはさほど問題ないが、物によっては個人情報が入ってる等々あるので、場合によっては送ることすらできない物も出てくるかと思う。事務局で判断をお願いします。どうしても郵送等になじまないような物についてはこの場で見るというように、適宜使い分けをする。

- (委員) 二つの案件を別日程ですか、前半を1件目やって、そこで一旦区切って、次、2件目をやるとか、一応、日程的には分ける。これらは、全く関連性がない別案件なので、分ける。この日程は別の日にするかどうか、それは別問題ということで、いきたいと思う。
- (委員) タイトではあるが、この種の審議はあまり長引かせてもよくないと思うので、具体的に何をどこまでやるかはさておき、28日に2回目をやる。例えば、相手方の都合がつくようであれば、事情聴取をやるということで、こちら側は準備が整うか。
- (委員) 審査会として、質問事項を少し整理した上で、事情聴取に臨むということかどうか。具体的には、例えば、28日の午後1時ぐらいから始めて、1時間ぐらい議論をして、その後2時ぐらいから、お2人それぞれに事情聴取をする。
- (委員) 通常、裁判とかを参考にすれば30分も取れば十分、ただ質問する側も十分時間取ってれば30分もあれば十分かと思う。ただ、今回の案件は自分の不名誉なことで、たくさん話したいこともあるかと思うので、多めに取って1時間ぐらいでどうか。
- (委員) 実質の聴取時間は30分、延びる可能性、休憩時間も含めてお一人につき1時間を取っておくことにする。2時からお一人、3時からお一人というかたちで、最終4時には終了できるようなかたちで、1時から4時までぐらいの予定で開催する。
- (委員) 非常に濃厚に関連する人として、市長もかなりウェイトが高い。だから、市長を含めて、その関連する人に事情聴取するのか、文書で説明を求めるのか。
- (委員) 市長の話も聞かざるを得ないとは思うが、2回目では、とりあえず調査対象者ご本人にまずは聴くということにする。関係者については、3回目以降におそらく話を伺う必要性が出てくると思うが、誰にどのぐらいの範囲のどういう人に聴くかということについて、2回目の28日に確認をする。その上で、3回目の日程調整を進める。
- (委員) 次回、審査請求対象者から意見を聴くが、30分という時間であるため、言いたいことを書面にまとめたものを事前に提出できるようであれば、お願いしたい。それをもって、どの点が矛盾しているのか、或いは聞かなければならないのか、分かりやすくなると思うので、併せて準備してもらえると助かる。

## 6. その他

## 7. 閉会